

# 稚内北星学園大学の 学生支援を行っています！

市では、稚内北星学園大学に入学する方、在学している方に対し、2つの支援制度を実施しています。

同大学には、夜の講義を主体としたクラスもあり、社会人の方も昼の学生と同じく学ぶことができます。



## ▼毎月2万5千円を支給 「稚内市大学育英金 支給制度」

この制度は、同大学へ進学する方々を応援する制度で、月額2万5千円(年間30万円)の育英金を大学在学中の4年間支給します。支給ですので、返還の必要はありません。

### 対象／

市内の高校(保護者が市内在住であれば市外の高校でも可)を卒業見込み、または卒業後2年以内で、



次の要件を全て満たす方  
・同大学に入学が確実な方  
・学業成績が優秀で性行が善良であること  
・経済的な理由により修学が困難であること

### 支給金額／

月額2万5千円  
※5月と11月に半年分まとめて支給します。

### 支給期間／4年間

### 申請方法／

申請書等の必要書類を申請期間内に市教育総務課に提出してください。大学育英金支給選考会で支給者の選考を行い、通知します。

### 申請期間／

12月1日(木)～  
平成29年3月31日(金)

## ▼稚内市大学修学資金貸付 制度

この制度は、同大学に通う方に、授業料相当分を無利子でお貸しするものです。

### 対象・貸付条件／

・本市に住民登録しており、同大学に在学中、または入学が確実な方(本市出身でなくても、住民票を移すことで利用可能)  
・連帯保証人が2人必要(保護者のほか、もう1人は条件あり)

### 貸付限度額／

授業料を上限とします。※貸付利息は市が負担します。

(ただし、返還時の延滞利息は除きます)

### 申請期間／

・1年生：入学する前年の12月～5月末まで  
・2年生以降：4月～5月末まで

### 問い合わせ／

市教育総務課総務管理グループ  
☎23・6518

# 冬期施設開館。休館のお知らせ

▼稚内市大沼野鳥観察館  
(大沼バードハウス)

### 冬期開館／

平成29年1月29日(日)～  
2月28日(火)

※開館期間中は無休

開館時間／9時～17時

### 休館期間／

11月26日(土)～  
平成29年1月28日(土)  
平成29年3月1日(水)～  
3月24日(金)

### 場所／声問

稚内市大沼野鳥観察館

☎26・2965

▼稚内市スポーツセンター  
カーリング場

### 開館期間／

11月1日(火)～  
平成29年3月31日(金)

### 開館時間／

火曜～土曜：13時～21時  
日曜・祝日：9時～17時

### 休館日／

毎週月曜、  
12月31日、1月1日

### 場所／ノシャップ公園内

稚内市スポーツセンター

☎23・8270

▼ノシャップ寒流水族館・  
稚内市青少年科学館

### 冬期開館／11月1日(火)～

12月25日(日)  
平成29年2月1日(水)～  
3月31日(金)

### 開館時間／

※12月1日～12月25日は臨時開館  
10時～16時

### 休館期間／12月26日(月)～

平成29年1月31日(火)

### 場所／ノシャップ2丁目

市科学振興課科学館グループ

☎22・5100

▼稚内市北方記念館・  
開基百年記念塔

休館期間／11月1日(火)～

平成29年4月28日(金)

◇北方記念館の移動展示を行います！

冬季休館中は、北方記念館にある資料の展示を稚内副港市場で行います。今年、「稚泊航路と北防波堤ドーム」と題し、パネルや関連資料の展示を行います。

### 期間／11月中旬～

平成29年4月中旬(予定)

### 場所／

稚内副港市場 港ギャラリー(港1丁目6番28号)

☎23・6056

お困りではありませんか？

## くらしの豆知識 ⑭

### ◆「老人ホーム入居権」の買え買え詐欺

自宅に老人ホーム入居権のパンフレットが届いた後、A社から「入居権がまだ残っているか聞いてほしい」との電話があり、パンフレットの会社に電話したら「まだ買えます」と言われた。A社に伝えたところ「老人ホームへの入居を待っている人がたくさんいる。名義を貸して欲しい」と言われ、人助けになるならと承諾し、氏名、住所、年齢を伝えた。



### 【被害に遭わないために】

「代わりに申し込んで」「名義を貸して」などの不審な電話がかかってきたら、慌てず相手にしないですぐに電話をきりましょう。留守番電話機能などを利用し、すぐには電話に出ないようにする方法も有効です。

複数の登場人物から電話がかかってきて、話を信じ込ませようとする。一度お金を払うと取り戻すことは極めて困難です。絶対にお金を支払わないようにしましょう。

消費生活で困ったときは、すぐに消費者センターへ相談してください。

## 稚内市消費者センター

中央4丁目16番2号  
(保健福祉センター2階)

☎23-4133  
平日10時～16時